

平成23年9月6日

各 位

和歌山県信用漁業協同組合連合会

台風12号による災害に対する金融上の措置について

今回の台風12号により被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。

当会では、災害救助法が適用された地域（和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町及び東牟婁郡古座川町）にお住まいの皆様方に対する金融上の措置を下記のとおりお取り扱いさせていただきますのでご案内いたします。

記

1. 貯金証書、通帳を紛失された場合には、運転免許証等により貯金者ご本人であることを確認させていただき、払戻しまたは再発行に応じさせていただきます。
2. 届出印鑑を紛失された場合には、拇印（ぼいん）にて払戻しに応じさせていただきます。
3. ご事情により、定期貯金等の期限前の払戻しに応じさせていただきます。
4. 汚れた紙幣につきましては引き換えさせていただきます

以 上